

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 13 日から 44 年 4 月 23 日まで
平成 19 年 9 月頃、私の年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の裁定請求書を見ると、請求者の記載欄のうち「最後に被保険者として使用された事業所」の欄には、「A社」のゴム印が押されており、請求者の住所欄には同社が申立期間当時加入していたB基金の住所のゴム印が押されている上、申立人の退職日の約1年前に退職した同社の事務担当者は、「私は脱退手当金の裁定請求書を社会保険事務所に提出したことがあるので、A社は代理請求していたと思う。私も脱退手当金を受け取った。」と述べていることなどから、同社が代理請求を行っていた可能性が高いものと考えられる。

また、当該脱退手当金裁定請求書には、申立人がA社を退職して約1か月後の昭和44年5月29日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が押されており、同請求書及び脱退手当金裁定伺には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の同年6月14日付けで脱退手当金が支給されたことを示す分任資金前渡官吏の支払済印が押されていることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者期間には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が有る

が、当該被保険者期間と申立期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認でき、申立期間当時、請求者からの申出が無ければ、社会保険事務所において別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることを踏まえると、当該一部未請求期間だけをもって、不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 31 日から 45 年 1 月 21 日まで
私がA社で勤務していた申立期間について、脱退手当金を支給したとする記録が有ると言われたが、支給されたとする昭和 45 年 6 月 4 日は既に別の事業所で勤務しており、脱退手当金は受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録が有るページの前後 10 ページに記載されている女性被保険者 93 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 1 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給権を有する 49 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、26 名に脱退手当金を支給したとする記録が確認でき、そのうち申立人を含む 24 名が 6 か月以内に支給決定されている記録となっていることが確認できる。また、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとする 45 年 6 月 4 日の前後において支給決定された記録となっている同僚 12 名のうち、連絡先が確認できる 9 名に照会したところ、6 名から回答があり、その全員が脱退手当金の請求手続について、「自分では行っていない。」と述べている上、そのうち 1 名は、「脱退手当金を受給した。会社側に手続を委任した。」と回答していることなどを踏まえると、同社においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。